

第11章 行政体制の整備

第1節

政策医療推進のための新たな仕組み

1 国立病院・療養所を取り巻く状況と独立行政法人化の経緯

国立病院・療養所は、1945（昭和20）年に旧陸海軍病院を引き継いで発足して以来、当時、国民病と言われた結核の治療など、戦後の日本における国民医療の確保と向上に大きな役割を果たしてきた。しかし、近時、疾病構造の変化、医療技術の進歩、医療機関の量的な充足など、我が国の医療を取り巻く状況が大きく変化し、これに伴い国立病院・療養所の担うべき役割も変化していった。すなわち、地域における基本的・一般的医療の提供は、原則として他の公私立医療機関に委ね、国立病院・療養所は、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療や、ハンセン病・進行性筋ジストロフィーなど歴史的・社会的な経緯等により地方・民間での対応が困難な医療等、国の医療政策として担うべき医療（政策医療）を担うこととなった。

こうした役割を適切に果たしていくため、経営資源を集約し機能強化を図るべく、施設の統廃合・経営移譲等による再編成に取り組み、1986（昭和61）年当時239施設あったものを、2003（平成15）年度末には160施設まで再編したところである。また、1992（平成4）年頃から、事業計画制度の導入や経営管理指標の設定などにより、経営改善についても積極的に取り組んだ結果、当時は経常収支率が83.9%だったが、2002（平成14）年度には経常収支率は104.4%まで改善した。

こうした状況の中、1998（平成10）年に成立した「中央省庁等改革基本法」において、国が担う事務・事業の企画立案機能と実施機能とを分離し、より効率的・効果的な実施を図るための独立行政法人制度が創設された。

国立病院・療養所についても、「高度かつ専門的な医療センター、ハンセン病療養所等特に必要があるものを除き、独立行政法人に移行」するものとされた。その後、2002年12月には「独立行政法人国立病院機構法」が成立し、144施設（発足時は154施設）からなる「独立行政法人国立病院機構」が2004（平成16）年4月に発足した。

なお、国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所については、引き続き国の機関として政策医療を担うこととしており、2004年3月には長寿医療（老年性痴

呆、骨粗鬆症等)を担当する国立高度専門医療センターとして、国立長寿医療センターを設置するなどその充実を図っている。

2 今後の取組み

独立行政法人化後も、政策医療を確実に実施するという国立病院・療養所の役割に変わりはないが、その運営については、明確な数値目標を掲げた中期目標の設定、外部機関による定期的な業績評価、企業会計原則の適用等、新たな仕組みが導入されている。

独立行政法人国立病院機構への移行は、国立病院・療養所が国民の期待に的確に応え、信頼される医療機関であり続けるために必要な変革を実行する絶好の機会である。国立病院・療養所は、この機をとらえ、独立行政法人制度の趣旨である独自性・自主性を発揮して、政策医療の確実かつ効果的な実施・患者サービスの向上など、様々な課題に積極的に取り組んでいくこととしている。

具体的には、

患者の目線に立った国民に満足される安心で質の高い医療の提供

例) セカンドオピニオン制度の導入、救急医療・小児救急の受入数の増加、クリティカルパスの活用、病診連携・病病連携の推進、長期療養患者のQOLの向上

国立病院機構のネットワークを生かしたエビデンス(Evidence)の形成

例) EBMのためのエビデンスづくりの推進と診療ガイドラインの作成・改善、ネットワークを活かした迅速で質の高い治験の推進

良質な医療人の育成

例) 臨床研修医やレジデントの養成数の増加、医師と看護師のキャリアパス制度の構築、地域医療に貢献する研修事業の充実

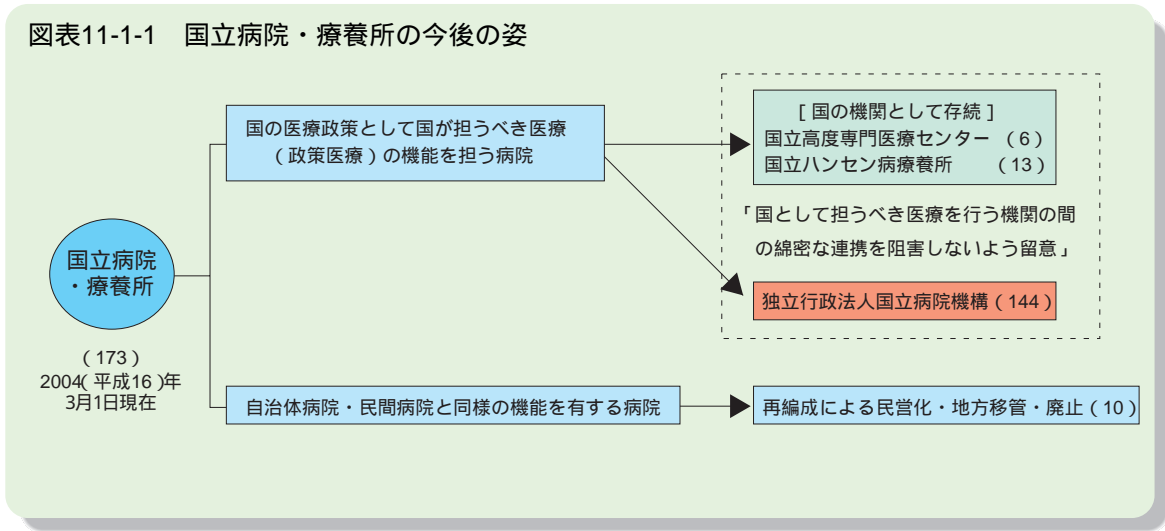
効率的かつ効果的な業務運営の確立

例) 業務運営コストの節減、経営の改善

に取り組むこととしている。

◀ 図表11-1-1

図表11-1-1 国立病院・療養所の今後の姿



第2節 規制改革の推進

1 医療、福祉、雇用・労働分野の規制改革

(1) 政府の規制改革推進に関するこれまでの動き

総合規制改革会議においては、医療・福祉などの公的な関与が強い「官製市場」の見直しを中心とした「17の重点検討事項」を「規制改革推進のためのアクションプラン」として定め、これらの「17の重点検討事項」について、積極的・集中的な審議を行い、2003（平成15）年12月に「規制改革の推進に関する第3次答申」を公表した。

また、2003年6月及び同年11月を「規制改革集中受付月間」とし、民間、個人、地方公共団体を問わず広く一般から、全国規模での規制改革要望を集中的に公募し、手続の公開の下、短期集中型の検討・協議を実施した。

政府は、これらの答申・議論等を受け、2004（平成16）年度から2006（平成18）年度までの3か年にわたって取り組む「規制改革・民間開放推進3か年計画」を2004年3月に閣議決定した。また、今後の規制改革の推進及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」の実施状況の監視を行う機関として、内閣府に「規制改革・民間開放推進会議」が設置される予定である。

(2) 厚生労働省における規制改革の取組み

厚生労働省としては、経済社会システムの構造改革が進む中で、サービスの質の向上、利用者の選択の拡大や労働者が安心して持てる能力を十分に発揮できるようになるような規制改革については、これまで積極的に取り組んできたところである。

一方、厚生労働行政の分野は、サービスや規制の内容が国民の生命・生活や労働者の労働条件などと密接に関わるものであり、また、そのサービスの大半が保険財源や公費でまかなわれているなど、他の分野とは異なる性格を有していることから、規制改革を進めるに当たっては、経済的な効果だけでなく、

サービスの質や安全性の低下を招いたり、安定的な供給が損なわれることがないか、

逆に、過剰なサービス供給が生じる結果、保険料や公費の過大な負担とならないか、

規制を緩和した結果、労働者の保護に欠けることとなったり、生活の不安感を惹起させないか、

などの観点から、それぞれの分野ごとに慎重な検討を行うことが必要であることとしている。個別分野の主な取組みは、以下のとおりである。

医療

医療分野に関しては、2003（平成15）年度には、医療機関等における労働者派遣について、紹介予定派遣の方式により行うことを可能とした。また、医学・薬学等の専門家による検討を行い、約350品目の医薬品について、薬効成分を変えことなく、医薬部外品として一般小売店での販売を認めることとするなどの規制改革を行った。

福祉

福祉分野に関しては、これまでも、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格（免許）を取得しやすくする取組み等を行ってきた。今後も、そのような取組みを更に推進し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設について、2004（平成16）年度中に基本的な考えを取りまとめた上で、2005（平成17）年度に試行事業を先行実施するなど、様々な準備を行い、2006（平成18）年度から本格実施することとしている。

雇用・労働

雇用・労働分野に関しては、昨今の経済社会の構造変化の中で、多様な働き方を可能とするなど労働者が安心して十分に能力を発揮できるような社会を実現することが必要である。このため、地方公共団体による無料職業紹介事業の解禁、労働者派遣事業に係る派遣期間の延長、派遣対象業務の「物の製造」業務への拡大等を内容とする

「職業安定法及び労働者派遣法の一部を改正する法律」が2004年3月から施行されたほか、有期労働契約の契約期間の上限の延長、企画業務型裁量労働制の手續の簡素化などを内容とする「労働基準法の一部を改正する法律」が2004年1月から施行されたところである。

2 構造改革特区制度の推進

構造改革特区制度は、地方公共団体等の自発的な立案により、特定の区域において地域の特性に応じた規制の特例を導入することで、地域の活性化を図り、国民生活の向上や国民経済の発展に寄与することを目的として導入された制度であり、これまで厚生労働省においても、公設民営又はPFI方式による株式会社の特別養護老人ホーム運営への参入を認めるなどの規制改革を行ってきた。また、構造改革特区における株式会社の医療への参入について、地方公共団体などのニーズに即し、自由診療の分野において、高度な医療を提供する病院又は診療所の開設を可能とするよう、速やかに関連法令の改正を行うこととしている。

第3節

情報化の推進

1 情報化の推進

政府は、「5年以内に世界最先端のIT国家になる」ことを目指すため、2001（平成13）年1月に「e-Japan戦略」を策定、同年3月に「e-Japan重点計画」を策定、2002（平成14）年6月に「e-Japan重点計画-2002」を策定し、IT基盤整備を中心に、着実に情報化の推進に取り組んできたところである。

その基盤整備もおおむね達成され、2003（平成15）年7月に、IT基盤をいかした社会経済システムの積極的な変革を目的とした「e-Japan戦略」を策定、同年8月に「e-Japan重点計画-2003」を策定し、また、同年7月に「電子政府構築計画」を策定したところである。

厚生労働省では、「e-Japan重点計画-2003」等に沿って、医療分野におけるIT利活用の推進、就労・労働分野におけるIT利活用の推進、行政サービスにおけるIT利活用の推進等に取り組んでいるところである。

2 情報化の推進に向けた主な取組み

(1) 医療分野におけるIT利活用の推進

医療機関における業務のIT化を推進することにより、検査、投薬、事務作業等の効率化と医療サービスの質の向上を図っている。特に診療報酬請求事務の効率化については、レセプト電算処理システムの普及を進め、レセプトの電子化を図ることとしている。

また、ITの活用により、EBM（Evidence-based Medicine）や遠隔医療を推進している。

(2) 就労・労働におけるIT利活用の推進

人材資源の移動を円滑化し、一人一人が適材適所で能力を発揮できる社会の実現を図るために、官民連携した雇用情報システム（しごと情報ネット）の充実を図っている。

また、適切な就業環境の下での在宅勤務の実現が図られることを目的とする「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を2004（平成16）年3月に策定したところであり、本ガイドラインに基づき、事業主等が適切な労務管理に努めるよう、周知を図っているところである。

(3) 行政サービスにおけるIT利活用の推進

国民の利便性・サービスの向上等を図るため、2003（平成15）年度末までに、ほとんどすべての申請・届出等手続のオンライン化を実施している。

また、厚生労働省ホームページについて、高齢者や視覚障害者が容易に利用できるよう、2004（平成16）年3月31日から「音声読み上げ/文字拡大サービス」の提供を開始するなど、わかりやすく、利用しやすいものとするため、整備を進めているところである。

3 個人情報保護

ITを活用した個人情報の利用が急速に拡大している状況を踏まえ、2003（平成15）年5月、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）が成立、公布された。基本理念、国・地方公共団体の責務・施策に係る部分については既に施行されており、それに伴い、政府は2004（平成16）年4月2日に「個人情報の保護に関する基本方針」を閣議決定した。

厚生労働行政の分野においても、関係する業種や職種が幅広いことから、2005（平成17）年4月1日の個人情報保護法の全面施行に向けて準備を進めている。なお、基本方針では特に適正な取扱いを確保すべき個別分野において講ずべき施策が掲げられており、医療分野についても必要な検討を行い、個人情報保護法の全面施行までに一定の結論を得る予定である。

第4節

特殊法人・公益法人に関する取組み

1 特殊法人に関する取組み

特殊法人については、2001（平成13）年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、その改革に取り組んできている。2002（平成14）年12月には、厚生労働省が所管する特殊法人等のうち、8法人を独立行政法人化、1法人を民間法人化するとともに、当該計画に盛り込まれた事務・事業の見直しを行うことを内容とする独立行政法人個別法等9法が成立した。

2003（平成15）年度においては、当該独立行政法人個別法等により、10月に独立行政法人福祉医療機構等5法人、2004（平成16）年3月に独立行政法人雇用・能力開発機構、4月に独立行政法人労働者健康福祉機構等2法人が設立されたところである。これら新法人の設立に際して、特殊法人改革の趣旨にふさわしいものとなるよう一般管理費などの経費削減について、具体的かつ意欲的な数値目標等を盛り込んだ中期目標を策定し、各独立行政法人に指示したところである。また、「特殊法人等整理合理化計画」に従って、特殊法人が所有する福祉施設等の譲渡や廃止の取組みを積極的に進めてきているところである。

引き続き、同計画に盛り込まれた事項について、2005（平成17）年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に具体化できるよう、着実に取組みを進めていくこととしている。

2 公益法人に関する取組み

公益法人の改革については、2002（平成14）年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、検査・検定等に係る公益法人の指定制度について、国の関与を最小限とし透明性の高い登録制度への見直し等を図るほか、公益法人に対する補助金等について、補助金等への依存割合の低減、交付さ

れた補助金等の第三者への再分配の抑制等の措置を講じることとされたところである。これを踏まえ、2003（平成15）年6月、検査・検定等に関する「指定制度」を「登録制度」に変更することを内容とする改正法が成立し、2004（平成16）年3月31日から施行されるなど、実施計画に定められた期限までに必要な措置が着実に実施できるよう、取組みを進めているところである。

また、公益法人の指導監督については、2001（平成13）年2月に、政府として全面的な見直しが行われ、厚生労働省においても、指導監督の責任体制を確立するとともに、少なくとも3年に1回の立入検査を実施するなど、指導監督の一層の強化・徹底を図っているほか、同年8月の公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せに基づき、インターネットを通じて、それぞれの公益法人の業務や財務等に関する情報の公開を進めてきたところである。さらに、2002年3月の同幹事会申合せに基づき、報酬・退職金規程の整備等の指導に取り組んでいるところである。今後も引き続き、所管公益法人の適正な業務運営の確保に取り組んでいくこととしている。

第5節

情報公開の推進

1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）」（2001（平成13）年4月1日施行）は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人にも国の行政機関の保有する文書の開示を求める権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された6つの類型（個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議、検討等に関する情報、行政事務・事業に関する情報）に該当するもの以外の情報は開示している。

2 窓口対応等の工夫

厚生労働行政は、特に国民生活に密接に関連することから、厚生労働省の情報公開制度は、利用者にとってより身近で利便性の高いものである必要があり、窓口においては、できる限り懇切丁寧に対応しているところである。また、開示請求と行政相談とを同じ場所（中央合同庁舎第5号館2階）で行えるようにし、両制度が相まって行

政情報の公開が一層進展するように努めているところである。

3 開示請求・決定等の状況

2003（平成15）年4月から2004（平成16）年3月末までの厚生労働省に対する開示請求件数は4,857件であり、その内訳は、本省受付分として4,031件、地方支分部局及び施設等機関の受付分として826件であった。この受付件数は他府省庁と比較しても相当程度多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

同時期における開示決定等件数は4,417件（取下げが507件）であり、その内訳は、本省受付分が3,645件、その他受付分が772件であった。

また、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書をすべて開示した件数は271件、部分的に開示した件数は3,813件、開示を行わなかった件数は333件であった。

4 独立行政法人等の情報公開

2002（平成14）年10月1日、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（独立行政法人等情報公開法）」が施行された。厚生労働省においては、所管する独立行政法人等が情報公開制度を円滑、適正に運用することができるよう、独立行政法人等に対する情報提供等にも努めているところである。

2003（平成15）年4月から2004（平成16）年3月末までの厚生労働省が所管する独立行政法人等に対する開示請求件数は257件であり、また、同じ時期における開示決定等件数は196件であった。

第6節

政策評価等の取組み

1 政策評価の取組み

政策評価については、2002（平成14）年4月から施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（2003（平成15）年改定）」等を作成し、評価の対象とする政策の特性や評価の目的等に応じて、事業評価方式、実績評価方式等の方式により実施している。2003年度においては、2002年度に実施した評価を踏まえ、効率的な評価が実施できるようにするた

めの施策体系の整理、評価結果を政策・予算等に適切に反映・活用するための公表時期の早期化等を行った。2003年度に実施した事業評価及び実績評価の結果については、2003年8月以降順次、厚生労働省のホームページにおいて公表したところである。

具体的には、

事業評価については、2004（平成16）年度予算の概算要求を伴う新たな政策のうち、重点的な政策又は10億円以上の費用を要する政策を対象とし、30の政策について必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施した。

実績評価については、厚生労働省のすべての政策を12の基本目標、約140の施策目標に整理し、施策目標ごとに各政策がどれだけ有効に機能しているかを把握し、その達成状況をできるだけ客観的な評価指標等を用いて評価するものである。2003年度においては、そのうち約110の施策目標について、2002年度の実績を中心として評価を実施した。

今後とも引き続き、適切な目標設定、評価手法等の改善を図りつつ、より有効な政策評価を実施することとしている。

2 独立行政法人評価の取組み

2002（平成14）年度において厚生労働省が所管する独立行政法人は3法人であったが、特殊法人等整理合理化計画（2001（平成13）年12月19日閣議決定）等に基づき、2003（平成15）年10月以降10法人（共管法人2法人を含む。）が特殊法人等から独立行政法人へ移行した。また、中央省庁等改革の一環として2004（平成16）年4月に独立行政法人国立病院機構が設立され、厚生労働省が所管する独立行政法人は合計で14法人となった。

所管独立行政法人の増加に伴い、評価体制の充実を図ることとし、2003年7月に厚生労働省独立行政法人評価委員会の下に6つの部会を設け、各部会が担当法人を分担することとした。

2003年度の評価においては、独立行政法人国立健康・栄養研究所等3法人の2002年度の業務実績について評価を実施し、評価結果を取りまとめて、2003年8月に公表した。

また、2003年10月以降に設立された独立行政法人について、中期目標策定等に当たっての審議を行った。